

職務内容書

独立行政法人国立健康・栄養研究所 監事（非常勤）

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

当法人は、公衆衛生の向上・増進を図ることを目的とし、国民の健康の保持・増進に関する調査・研究、国民の栄養その他国民の食生活に関する調査・研究等の業務を一体的に行っている機関です。

当法人の業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを監査する監事として、公正性・中立性を担保し、法人の経営運営改革に向けた意欲と監査業務を遂行できる能力のある人材を求めています。

1. 機関名：独立行政法人国立健康・栄養研究所

（法人の業務概要）

当法人は、公衆衛生の向上・増進を図ることを目的とし、国の健康政策等に基づき、主に以下の業務を行っている。

- （1）国民の健康の保持・増進に関する調査・研究
- （2）国民の栄養その他国民の食生活の調査・研究
- （3）食品についての栄養生理学上の調査・試験
- （4）健康増進法の規定に基づく、国民健康・栄養調査の集計事務、特別用途表示の許可等に係る試験及び収去された食品の試験

2. ポスト：監事（非常勤） 1ポスト1名

（任期2年：平成23年4月1日～平成25年3月31日）

3. 職務内容

当法人の業務運営、会計経理が適正かつ効率的、効果的に行われているかどうかを監査する任務を負う。監査の結果を理事長又は厚生労働大臣に監事名で意見を提出する責務を有し、主に以下の監査業務を行う。

- （1）関係法令及び業務方法書その他の諸規程等の遵守状況
- （2）中期計画及び年度計画の実施・達成状況
- （3）組織及び制度全般の運営状況
- （4）業務効率化及び経営合理化の状況
- （5）財務諸表及び決算報告書の適否
- （6）資産の取得、管理及び処分の状況
- （7）その他業務に関する重要な事項

4. 必要な資格・経験等

- 原則として任期満了時点で65歳未満であること。(閣議決定に定められた要件)
- 中立性・公平性を確保し、監事在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を有すること。
- 法令遵守の状況及び業務内容の適正性の監査実施に当たっては、当法人が行う業務について、的確に監査業務を遂行できる十分な能力及び経験を有していること。
- 財務状況や決算状況の適切な監査を実施するため、それらの監査業務に従事した経験を有しており、その経験を通じて財務状況や決算状況の監査に精通していること。
- 民間企業、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織等においてリーダーシップを発揮した経験を有し、200人規模の組織の監査を、必要な場合は、自己の判断に基づき内外の反対に抗して適切に遂行できる十分な能力を有していると認められること。
- 多様な人材を登用する観点から、行政実務経験、行政機関との調整力については、国家公務員経験者が有利となるため、特に考慮しない。

5. 勤務条件

- 勤務形態：非常勤（月3日程度）
- 勤務地：独立行政法人国立健康・栄養研究所（東京都新宿区戸山1-23-1）
- 勤務時間等：役員であることから勤務時間、休暇の定めなし
- 給与：年収約120万円（非常勤役員手当：平成22年度実績見込）
- 福利厚生：なし。

6. 選考方法

- (1) 一次選考（書類選考：履歴書及び自己アピール文書）
- (2) 二次選考（面接審査）
- (3) 外部有識者による選考委員会の審議を経て大臣が任命

7. 応募方法

(1) 応募書類

次の書類を簡易書留により郵送してください。

なお、提出された書類につきましては、返却いたしません。

○履歴書（JIS規格履歴書に写真を貼付の上、応募動機、学歴、職歴、資格等の必要事項を詳細に記載してください。）

○自己アピール文書（A4版 2000字程度）

テーマ「自らの経験・知識を当法人での業務にどのように活かしていくか」

※ 応募書類は上記のとおりですが、今回の公募を何によって知ったか、任意様式に

より、又は下記アンケート用紙を印刷・記入し、同封していただければ幸いです。

[【アンケート用紙】](#)

(左クリックするとアンケート用紙が表示されますので、印刷して、該当部分にチェック☑等を記入して下さい。)

なお、当該アンケートの回答の有無は選考には一切関係がございません。

(2) 送付先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課

電話：03-3595-2171 (直)

(3) 応募期限

平成23年2月2日(水) 必着

8. 欠格事項等

独立行政法人通則法の役員欠格条項に該当する者は、監事となることはできません。

○独立行政法人通則法

(役員欠格事項)

第二十二條 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。